

□ キャリアアップ助成金が変わります!

## 河 本 社 労 士 事 務 所 (編集担当:伊藤)

〒541-0047 大阪市中央区淡路町 2-4-3 ISO ビル 7F Tel: 06-6228-8555 Fax: 06-6228-8556

# キャリアアップ助成金が変わります!

平成29年4月1日から、キャリアアップ助成金の内容が大きく変わっております。大まかなポイントを下記に記載致しました。

キャリアアップ助成金は平成29年4月より、全てのコースで※生産性要件が設定されています。

- ※生産性要件については下記の通りです。
- ①助成金の支給申請を行う直近の会計年度における『生産性』がその3年前に比べて6%以上伸びていること。
- ②生產性= (営業利益+人件費+減価償却費+動産·不動産賃借料+租税公課)/雇用保険被保険者数

### ☆生産性要件を満たすと、支給金額が大幅に増えます!

#### 正社員化コースの要件変更

- 正規雇用労働者に「多様な正社員(勤務地、職務限定、短時間正社員)を含めることとし、多様な正社員へ転換した場合の助成額が増額されます。
- 有期⇒正規:1 人当たり 57 万円(72 万円)無期⇒正規:1 人当たり 28 万 5,000 円(36 万円)※カッコ内は生産性要件を満たした場合の額です。

### 人材育成コースの要件変更

- 中長期的キャリア形成訓練の様式が一般職業訓練と統合されます。
- 1 年度 1 事業所あたりの支給限度額が、500 万円から 1,000 万円になります。

#### 諸手当制度共通化コースの要件(新規)

- 有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成されます。
- 1事業所当たり38万円(48万円)〈1事業所当たり1回のみ〉 ※カッコ内は生産性要件を満たした場合の額です。

### 選択的適用拡大導入時処遇改善コース(新規)

- 労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成されます。
- 基本給の増額割合に応じて、1人当たり 19,000 円~95,000 円(24,000 円~12 万円) 〈1 事業所当たり 1 回のみ 支給申請上限人数は 30 人まで〉 ※カッコ内は生産性要件を満たした場合の額です。

【厚生労働省より】

仕事中に社長がケガをされた場合、補償(死亡・障害)は万全ですか? 詳細が気になった方、質問がある方は、河本社労士事務所併設の労働保険 事務組合「葛城経営研究会(06-6228-8755)」へご連絡下さい!!